

市長室 から お答え します

～太陽光発電～ 市の補助制度は？

Q 太陽光発電装置の設置に補助金を出す自治体もあると聞きました。市の取り組みを教えてください。

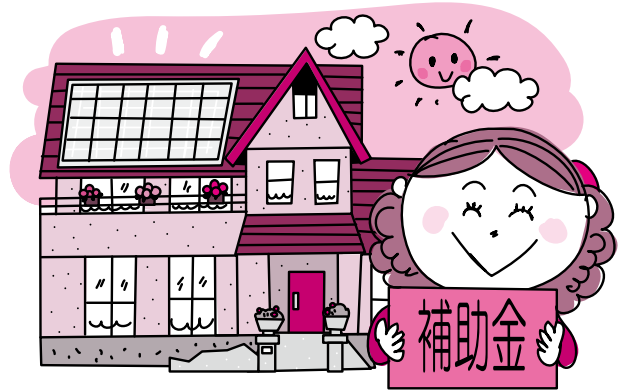
A 地球温暖化の主な原因は、日常生活や事業活動により発生する二酸化炭素などの温室効果ガスであるといわれます。

温室効果ガス削減に有効と近年注目されているのが、太陽光など新エネルギーの積極的な活用です。国では、太陽光発電装置への補助制度を1月13日から開始しています。

市でも、10月1日以降に契約して太陽光発電装置を設置した人や、設置された住宅を買った人に、補助金を支給しています。申請は設置または住宅購入後になります。

市の補助制度についてくわしくは「広報なりた」10月15日号12ページをご覧ください。環境計画課へ問い合わせてください。

温室効果ガスの削減には市民・事業者・行政のすべてが、



積極的に取り組む必要があります。市では今後とも、太陽光発電装置の補助制度をはじめとする地球温暖化防止の推進に取り組んでいきます。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方をQ & A方式で紹介しています。

消費生活 相談

Q&A

悪質商法対策が 強化されるって ホント!?

Q 一度悪質商法の被害に遭った消費者を繰り返し狙い商品を売りつける商法(次々販売)などへの対策として、特定商取引法が改正されたと聞きました。改正点を教えてください。



A 特定商取引法は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象にトラブル防止のルールを定め、事業者の不正な勧誘行為などを取り締まる法律です。平成20年6月18日に改正され21年12月1日から施行されました(迷惑広告メール規制は20年12月1日から施行済み)。改正点は次の通りです。

①適用範囲の拡大…指定商品(役務)制がとられていた訪問販売、通信販売、電話勧誘販売についても、原則としてすべて適用対象に

除外される例

- 個別の法律で消費者保護措置がある場合(海外商品先物取引など)
- 自動車や生鮮食品など
- 現金取引で3,000円未満のもの

②拒否者に対する再勧誘の禁止…訪問販売業者は、訪問販売を行うとき顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するよう努め、契約を拒否した人に対しては勧誘禁止に

③過量販売の契約解除…訪問販売により日常生活で通常必要な分量を著しく超える契約を結んだ場合、購入者は契約解除できるように(契約締結から1年以内)

④迷惑広告メールの送信禁止…事前承諾を得た人以外に広告メールを送信することが禁止に(オプトイン規制)

⑤通信販売の解約返品制度…通信販売広告に解約返品に関する表示がない場合、商品を受け取った日から8日間無条件で解約返品が可能に(返品費用は購入者負担)

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。